

中世アイスランドの臨時の集会

阪西紀子

はじめに

(53) 中世アイスランドの臨時の集会

北大西洋の島アイスランドは、九世紀後半に主にノルウェーからの移住者たちがやって来るまで、ほとんど無人の島だった。移住はその後も続き、一二世紀に書かれた『アイスランド人の書』によれば、六〇年後の九三〇年頃に殖民が完了した。そしてこの頃、全島集会 (Alþingi) という全島規模での集会の制度が作られた。自由人の成人男性が武装して集まり、法を決めたり裁判を行ったりする場としてのシング (þing) は、スカンディナヴィア人も含めてゲルマン人の間で広く知られた習慣である。全島集会は、各地で行なわれていた地区集会 (heraðsþing) を上からまとめる形で成立したと考

えられる。アイスランドへの移住者たちの多くはノルウェーの出身だったが、その習慣や制度を持ち込むには、この島国の環境や社会状況は故国とは大きく異なっており、またブリテン諸島を初め他の国々から来た人々もいた。こうして移住者たちは新たな秩序を形成する必要性に迫られ、独自の制度を発展させていく。⁽¹⁾

全島集会は毎年六月に、シングヴェッリルというアイスランド西南部の地で二週間にわたって開かれた。この集会は立法と司法の機能を果たし、王権を初め一切の上級権力をいadakないこの国において、その基礎となっていたのがゴジ (goði) と呼ばれる首長とシングマン (þingmaðr) との関係である。ゴジは全島集会の立法機関を構成し、法廷の判事を指名し、また自分の配下の

シングマンを保護し、紛争や訴訟に際しては援助する。それに対してシングマンは、集会や武力行使などで必要とされる場合には、ゴジに付き従い援助する義務を負うのである。

各地区の集会としては、春の集会(vāring)と秋の集会(leig)があり、いずれも三人のゴジが共同で主催し、春の集会にはすべてのシングマンに出席する義務があった。全島集会、春の集会、秋の集会の三つが法廷のシング(skapping)と呼ばれ、いずれも予め定められた期日に開催される定例のものである。ゴジの数は当初三六だったが、その後三九に増やされ、つまりアイスランド全体で一三の地区集会が置かれることになった。そして、すべての「農民(bóndi)⁽²⁾」はいずれかのゴジの集会に属すべきものとされたが、その選択は自由であり、変更も可能だった。

アイスランドでは寒冷な気候ゆえに穀物生産はほとんど行なわれず、牧畜主体の農業が経済の中心をなしていた。氷河と火山のために利用可能地は狭められ、しかも土地の生産性は低い。そのため著しい散居制で、都市は存在せず、それぞれの農場——時には数十人から百人が

住む——がある程度自立した経済単位であった。そして、牧畜と並んで、魚、鯨、アザラシなどの海獣、野鳥を獲ることも食糧の確保のために重要だった。

一方アイスランドは、当時の他の北欧諸国とは異なり、国外からの攻撃に対する防衛制度を発達させる必要はなかった。この島国は北欧のヴァイキングたちにとってさえ、あまりに遠く、あまりに実入りが少なかったからである。ノルウェー王が、国内の混乱を收拾し、アイスランドを服属させるべく乗り出して来るのは一三世紀になつてからのことで、それさえも直接軍勢を派遣するような手段によってではなかった。

この時代のアイスランドは、他の北欧諸国に比べても独自の制度を発達させる一方で、多くのサガを生み出したことでも知られている。一二世紀から一四世紀にかけて書きとめられた散文の物語であるサガは数百篇が現在に伝わり、当時のことを知るためのまたとない史料となっている。サガには、登場人物が集会に行ったり、そこで何事かが起こったり、そこから家に帰ったり、という記述が頻繁に見られる。サガ、特に「アイスランド人のサガ」と呼ばれるジャンルのサガの多くが、フェーデを

描くことを主眼としていることを考えれば、訴訟にしろ、戦いにしろ、その舞台となる集会が頻繁に登場することは当然であろう。一方、当時の北欧諸国に共通の習慣として、人々を集会へと召集するために農場から農場へと送られる伝言の棒 (budsinn) というものがあり、アイスランドの法にもそれについての規定がある。これらは言わば、必要が生じた場合に召集される臨時の集会である。誰がどのような場合に、このような集会を召集できたのか、という問題は、集会とは何か法とは何かを考える上で重要であると思われる。

本論は、一三世紀に書き記された法書『グラীগース』⁽³⁾ およびさまざまなサガを史料として、一三世紀までのアイスランドの臨時の集会⁽⁴⁾ について考察するものである。法に規定された臨時の集会在どのようなものとして行なわれたかを示すことで、史料としてのサガの利用を進め、当該社会を理解する一助としたい。⁽⁵⁾ また、その考察を進める中で、当時の人々が法をどのようなものと意識していたか、あるいは何を正当な権利と見なしていたかを知りたいと思っている。

一 法に見るアイスランドの臨時の集会

アイスランドの法書『グラীগース』は、特定の問題が生じ、臨時に集会在召集される場合を三つ定めている。集会の召集は、十字架の形をした伝言の棒が農場から農場へと送られることとなされた。そして、その伝言を送ることは、*at skera kross* (十字架を刻む) と表現された。

一つは、ゴジが死んだ場合、誰がその地位を受け継ぐかを決める集会を開くためである。「今、ゴジが冬の最後の月よりも前に亡くなるなら、彼らはくじを引き、誰がゴジの地位を継ぐべきかについての会合を持ち、十字架を刻んで、四方八方に行かせるべきである」。その一方、「今、ゴジが冬の最後の月よりも後に亡くなるなら、彼らは他の人々よりも一晩早く春の集会に行き、誰がゴジを勤めるかをくじで選ぶべきである」。⁽⁶⁾ つまり、定例の集会である春の集会まで、ゴジの地位の空白が長く続く場合には臨時の集会在開かれるべきだが、その期間がそれほど長期に渡らないなら、定例の集会で集まる機会を待てばよいことが明確にされているのである。

もう一つは、臨時のフレップルの集会(hreppsfundri)の召集である。フレップルとは地域の共同体で、全島集会に参加するための旅費を支払うことが可能な一定以上の財産を所有する農民二〇人以上から成り、貧者の扶養と火事や家畜の病気に備えての保険制度をその主な機能とする。フレップルには上位の団体は存在せず、ゴジの支配権とも教区とも重なり合わない。ある者が、そのフレップルで扶養されるべき貧者であることを認められると、その者はフレップルの構成員の農場から農場へと移動し、一時的に滞在しながら食事と宿とを与えられることになる。各フレップルは、十分の一税の申告などのために、秋に定例の集会を開くが、その場では扶養すべき貧者の割り振りも決めることになっており、こちらはsamkvæmaと呼ばれ、臨時のものとは区別されている。「もしフレップルの中である者のもとに貧者が不法な仕方ですれ来られるか、フレップルの中に置き去りにされるなら、貧者を連れて来られた者は、フレップルの集会が必要であると考えらるならば、十字架を刻み、それを隣の家へと運び、七夜後もしくはそれ以降に自分の家でフレップルの集会を開くことを告げ、その者が十字架を

どこに運ぶべきかを言わなければならない⁽⁸⁾」。この場合、「必要であると考えらるならば」という言葉により、臨時の集会を召集するか否かは明らかに当事者の判断に委ねられている。

残る一つは、鯨が共有地(almenning)に漂着した場合である。法によれば共有地とは、四分区の共有財産で、漁業、漂着する鯨および流木の確保、狩猟、放牧のために利用されるものである。ただし、夏の間羊を放牧する高地の共同放牧地については、almenningの語は用いられず、afreittという語が用いられる。「今、人々がそこに船でやって来て、自分の船には積荷「としての材木」が得られないが、他の人々が自分の船に積めるより多く持っているなら、前者が自分の船に積荷を取ることとは正当である。今、彼らが共有地にいる時に鯨がそこに来るなら、鯨についても、材木についてと同様に定められる⁽⁹⁾」。さらに、「今、彼ら「四分区の人々」が共有地にいない時に鯨が来るなら、最も近くに住む者は十字架を刻み、日が分割されるあらゆる方向「四方八方」に送り出すべきである⁽¹⁰⁾」。そして、「そこで望む者は誰でも、[鯨を]切り取り、持ち去るべきである⁽¹¹⁾」。

フレップルの臨時集会に関する規定に続いては、伝言を遅らせたり、集会に欠席した場合の罰が定められている。「もしある者たちが十字架の進行を遅らせたり、フレップルの集会に来ないなら、その者たちは三マルクの罰金を科されるべきである。もし、その者たちが十字架の来たことを知って、障害がないのにすぐに自分のもとから十字架を運ばないなら、それは十字架の進行を遅らせることである⁽¹²⁾」。各フレップルでは、共同の問題を処理するために五人の世話人 (þreppsókrarnaðr : 字義はフレップルの告訴人) が定められた。彼らの義務として、貧者に対する食事の贈り物を与えない者、法に従って割り当てられた貧者たちを扶養しない者と並んで、このようなフレップルの集会に非協力的な者に対して訴訟を起こすことがあった⁽¹³⁾。また、鯨が漂着した際の伝言については、運ばれて来た十字架を次の農場へと送らない者は、三マルクの罰金を科されることが定められている⁽¹⁴⁾。

二 サガに見る臨時の集会

——貧者の移送に際して

法は前述の三つの場合に臨時の集会を開くことを規定

しているが、サガにおけるその直接的な例を見出すことは容易ではない。ただし、特に鯨については、召集がなされているかどうかから場合もあるが、複数の人々がやって来てその所有権を争うという、法に規定されている分配のための集会のような様相を呈している例がいくつか見られる。同様に、貧者の移送についても、それが法に基づくものか不法なものかは不明だが、ある程度の人数をもってなされる例があり、受け取る側の實力による阻止が予測されていた可能性が高い⁽¹⁵⁾。

そのような貧者の移送の一例に、奇蹟録に記された次のようなものがある。アイスランドの南部で、七歳か八歳の少年がある農場から、「多くの人々の言によれば」少年の父であるという男の農場へと移される。少年の母は司祭の妻で、それまではこの司祭が妻の連れ子である少年を養育していたが、今や司祭は年老いて暮し向きもあまり良くなかった。少年がその農場に連れて来られた時、主は留守だった。そして、送り届けるために同行して来た大勢の男たちが立ち去ると、その妻は怒って少年を追い出してしまうのである⁽¹⁶⁾。少年が送られて来た段階で、この妻はすでにおもしろくなかっただろうが、「大

勢の男たち」を前にして一旦は少年を受け入れざるをえなかったと思われる。逆に言えば、その時に十分な男手さえあれば、受け取りを拒むことが可能だったし、あるいは後日、新たに人数を集めて再び少年を送り返すことも可能だろう。ただし、それが最終的な解決になるかどうかは、双方がさらなる実力行使や訴訟という手段を取るかによって変わってくる。

そのような可能性も含めた選択肢の一つが、フレップルの臨時集会の召集である、という状況に照らすと、法がそれを「貧者を連れて来られた者が、必要であると考える」場合にのみなされるべきものと明示していることも十分理解できる。フレップルの他の成員に集まってもらって(ただし最も早くても一週間後に)解決できるならそれも良いだろうが、そこで決まったことを実行に移すために再度助力を求める必要があるかもしれないことを考えると、確かにまだるっこしい手続である。執行権力の存在しないアイスランドでは、例えば訴訟に勝っても、実行できるだけの力がなければ、その判決は何の意味も持たないままに終る。そのため、殺害の場合ならば、訴訟よりも和解もしくは血の復讐という手段が好まれ、

それらもまた合法だった。貧者の問題についても同様なことが推測されるが、かと言って全部が全部実力しだいで決まるわけではなく、そこには「正当な権利」⁽¹⁷⁾に関する何らかの合意が存在しているように思われる。

貧者の移送が、実力行使で、しかも一方のゴジによる他方のゴジへのいやがらせとして行なわれている例もある。『スヴェインピョルンの息子フラヴンのサガ』の主人公フラヴンはゴジであるが、同じくゴジでライヴァルのソルヴァルドとの争いに巻き込まれ、最終的には殺される。二人の間の不和がしだいに激しくなっていく過程で、ソルヴァルドがフラヴンのシングマンのもとに貧者を送り届けるということが行なわれる。この移送にどのくらいの人数が同行していたかは語られていないが、貧者を押し付けられたシングマンからの求めに応じて、今度フラヴンが(ソルヴァルドに味方していると思われる)ヨーセプとい男のもとへとその貧者を連れて行く際には、八〇人という、当時としては少なくない人数を率いて行っている。そして、「その後フラヴンは家に帰ったが、ソルヴァルドはその後二度とその貧者をフラヴンのシングマンのもとに送り届けはしなかった」⁽¹⁸⁾。

次の例では、秋に会合が開かれ、そこでフレップルの問題と貧者に關して話し合われたことが述べられているが、それが定例の秋の集会だったのか、臨時の集会だったのかは不明である。「ある秋、フレップルの問題と貧者について話し合うためにスコルズで大人数の会合(fundr)があり、法に従って割り当てられた⁽¹⁹⁾」。法における語法では、(hrepps) fundrは臨時の集会だが、サガにおいては必ずしもそうとは限らない⁽²⁰⁾。さらにサガにおける fundr は、ある人がある人に一対一で約束もなしに会いに行く場合にも広く使われる語で、この場合には「大人数の」という形容詞がついているのである程度の規模の集まりだったと推測されるが、判断は難しい。ただ、この会合が開かれたのが、「北のその地では、たいそうな飢饉だった⁽²¹⁾」と言われる状況下で、食糧の節約を図る方策などが話し合われているのを見ると、いずれにしろ緊急事態に対応するためという性格の強い会合であったことは確実である。

三 サガに見る臨時の集会

——鯨の漂着に際して

当時のアイスランドにおいて、鯨はその肉が食用とされ、またその他の部分も有用であったため、非常に貴重なものであった。漁による捕鯨も行なわれたが、サガに多く登場するのは、海岸に漂着した鯨を利用する例である。鯨がいかに貴重な「獲物」であったかは、次のようなエピソードからもうかがわれる。兄弟であるビョルンとヘルギは、ノルウェーからアイスランドへと移住する計画について父親と話し合い、その地が有望である根拠として言う。「そこでは土地の質は良く、金で買う必要がない⁽²²⁾」、また「鯨の漂着が多く、鯡が取れ、一年中漁ができる」。別のサガの中では、ある秋、ソルギルスとコルマークという兄弟が所有する浜辺に鯨が漂着する。ソルギルスはコルマークに「山に『夏の間放牧していた羊を駆り集めに』行くか、鯨のほうに行くか⁽²³⁾」と尋ねるのである。兄弟の間での仕事の分担が、羊か鯨かでなされるのが興味深い。

次にあげるのは、ノルウェーからアイスランドへと移住した最初の世代の死後、浜辺への漂着物をめぐって争いが起こり、それがきっかけで漂着物の所有権についての法が定められるエピソードである。

かつての戦いで片足を失い、以降「義足の」とあだ名されるようになったオヌンドは、ハール美髪王に敵対したことが理由で、アイスランドへと移住する。すでにアールネスに居を構えていたエイリークという男から土地を譲られ、カルドバクという所に農場を建てる。サガは言う、「しかし、漂着物については定められなかった、なぜなら、当時漂着物は豊富で、望む者誰もが得られたからだ」。(24) これら初代の移住者が生きている間、争いは起こらなかったが、エイリークが亡くなると、その息子であるフロシは、「カルドバクの一族は、エイリークがオヌンドに与えた土地に対する法的な権利を持っていない」と考えた。カルドバクの側でもオヌンドはすでに亡く、息子のソルグリームらが跡を継いでいる。こうして双方の間は不和になる。(25)

その頃アイスランドをかつてないほどの飢饉が襲い、海の魚も漂着物もほとんどなかった。春に北から強い風が一週間ほど吹いた後、人々はこれ幸いと漂着物をさがしに出る。レイキヤネスに住んでいたある男は、大きなナガスグジラが漂着しているのを発見し、すぐにヴィークにいるフロシのもと、最寄りの農場へと人を遣る。

一方、カルドバクの一族の借地人で、その漂着物を見張ることになっていた男もこの鯨を見つけ、船を出してソルグリームらに知らせに行く。

双方が人手を集めて出発し、フロシの側が先に鯨のところに到着する。すぐに解体作業が始められ、ますます多くの人々が集まって来たところに、ソルグリームの一団がやって来て、鯨の所有権を主張する。フロシは彼に、「エイリークが義足のオヌンドに明確な言葉で漂着物を与えたのなら、それを示すよう求め、そうでないなら自分分は戦っても守るつもりだ」と言う。こうして激しい戦いとなり、双方ともに何人かが倒れる。(26)

その後、全島集会でこの件の決着が図られる。ソルグリームたちは、フロシが要求したように、自分たちの側が土地と漂着物のために金を支払ったことを示すことはできなかった。そこで、当時法を語る者の地位にあったソルケルが、以下のような助言をする。「三角地は分けられ、双方が等分取るべきだ。そしてこれ以降、誰もが自分の土地の前の漂着物を所有することを法で定めるべきだ」。(27) そして、そのとおりに決定された。

一二—一三世紀のアイスランドの教会証書——教会へ

の寄進に際して、寄進されるべき土地や動産、その条件などを記した文書——には、漂着物についての権利がしばしば登場し、その重要性が推測されるところである。それに対して、エイリークがオヌンドに土地を譲ったのは、おそらく一〇世紀の前半で、その頃はまだ「漂着物は豊富で、望む者誰もが得られた」と語られている。当時は利用可能な、フィヨルド沿いの土地についてすら、わずかながらまだ占有者のいないものがあつたことも語られており、実際に漂着物に関する権利を定める必要性がなかったことをうかがわせる。しかし、時の経過と共にすべての利用可能な土地の占有者が決まり、初代の移住者が亡くなって世代交代が行なわれ、さらにそこに飢饉が襲うと、そのような方が不都合なものと意識されるようになった。そしてその際、何に基づいて漂着物に対する権利を確定するかについては、土地の所有権が選ばれたのであつた。このエピソードが、直接『グラールガス』における規定が成立する原因であつたかどうかはともかく、「年長の者たちが生きている間、そこで人々の間に不和が起ることはなかつた」という言葉には、新たな法の規定をも含む、時代の変化に対する当時は、

の人々の認識が示されていると思う。

次は、共有地に漂着した鯨の所有権をめぐる争いである。先に見たように、法は臨時の集会の召集を定めてはいるものの、貧者の移送の場合とは異なり、いつ召集されるべきかに言及してはいない。すでに鯨が死んでいる場合、寒冷なアイスランドの地とはいえ、それほど悠長に構えているわけにもいかないだろうから、知った者から準備が出来しだい駆けつける、というのが現実的で、かつサガに登場する事例にもなっているように思われる。

かつては仲が良く、義兄弟の誓いまでしたソルゲイルとソルモーズだったが、長じるにつれて対立するようになる。ある春、ソルゲイルは同行者たちを連れてストランデルに行き、共有地で鯨を得ようとするが、うまく行き当たらずにいた。その時ソルゲイルは別の地点でソルモーズが鯨の解体をしていることを知り、そこに行つて主張する。「あなたがたは鯨の解体をかなり進めた、そしてあなたがた以外の者たちも、この有益な物の恩恵にあずかることが望ましい。ここでは皆に等しい権利がある」⁽³⁰⁾。ソルモーズの側は、すでに切り取った部分を得

て鯨から離れることには異存がないものの、ソルゲイルがすでに切ったものとまだ切っていない部分のそれぞれ半分ずつを要求するに至って、それは譲れないと断固拒否する。こうして結局、双方は戦うことになるのだが、ソルモーズがすでに自分たちが解体した分の鯨の所有権を認められれば、残りをソルゲイルらに譲ることには同意していたことは注目に値する。そこでソルゲイルが、すでに切り取った部分、つまりソルモーズらが相応の手間を掛けて自分たちのために確保した部分まで要求することがなければ、戦いに至ることはなかっただろう。その点で、ここには『グララガース』の規定と一致する、一定の権利意識が見られるのである。

四 ノルウェーの臨時の集会

この節では、アイスランドと対比するために、ノルウェーにおける臨時の集会について見ていくことにする。アイスランドと同様、ノルウェーでも臨時に人々を召集する場合には伝言の棒が用いられたが、司祭などによる場合以外には十字架の形の物は使われず、戦いや殺害などの場合には矢の形の物が用いられた一方、他の場合に

どんな形の物が用いられたは不明である。法書の中では 'skera upp boð (herör)' (伝言の棒(「戦いの矢」)を刻む)と表現されている。

グラッシング法⁽³⁾には、防衛のために徴用された船が帰って来た時には、当該地区の人々は船を引き上げるために召集されるべきで、その場合に伝言の棒を刻むのは船長であることが定められている。また、「集会への召集について」の章では、集会が必要であると思う者は誰でも集会を召集すべきであり、その場合には誰もが伝言の棒を運ぶべきことが規定されている。さらに、「殺害の賠償金について」の章は、殺害が行なわれたその日に、被害者の妻もしくは相続人が集会を召集するための「矢」を刻まなければならないことを述べている。伝言の棒と共に、口頭での伝言を送る場合もあり、そのため伝言の棒を運ぶのは、「言葉と誓いに責任を持つことのできる」⁽³²⁾すなわち法的行為能力のある者でなければならなかった。一方、サガにも、王もしくは王位請求者が臨時の集会を召集する多くの例が見られる。主にノルウェーの王を主人公とするために「王のサガ」と呼ばれるジャンルのサガにそうした例が多いことは当然であるが、「アイス

ランド人の「サガ」においても、自らが主体となって「集会」を「召集する」者として登場するのは、ほとんどまったくばらばら、ノルウェーにおける王もしくはヤール (art. 王に次ぐ地位の首長)⁽³³⁾である。

当時はまだ「もじゃ毛の」とあだ名されていた、後の「美髪王」ハーラル (在位八八〇年頃—九三一年頃) が、各地に首長が割拠するノルウェーの統一を目指し、中部のトレンデラーク周辺で戦った時のことを伝えるエピソードである。この時、メーレの王はハーラルと戦って敗死したが、その息子は逃げ延び、周辺地域の王たちに、軍事的に協力してハーラルに対抗することを呼びかける。

そのための使者がフィルシル (Nordfjord og Sunnfjord) の王であるアウズビョルンにも送られ、王は友人たちと相談の結果、この戦いに加わることを決める。「アウズビョルン王は『戦いの矢』を刻ませ、自分の国のいたるところに戦いの触れを送らせた⁽³⁴⁾」。法に規定されている「戦いの矢」が送られる場合として、敵の攻撃により防衛が必要とされる場合があるが、この場合はまだ、アウズビョルン王の支配するフィルシルが直接攻撃されているわけではない。そのためであろうか、王は「戦い

の矢」のみではなく、有力者たちに対しては使者を送ることもしている。その使者を迎えたうちの一人、クヴェルドゥールヴは次のように答える。「もし王が自分の土地を守るのであり、フィルシルが略奪されているのであれば、私が共に行くことは義務である、と王は考えてもよからう。しかし、北のメーレに行き、そこで戦い、彼らの土地を守る義務は、私にはまったくなくとも思⁽³⁵⁾う。」。こうしてクヴェルドゥールヴは家にとどまり、王たちの連合軍はハーラルとの戦いに敗れることになる。

王に敵対すると見なされる者については、その裁判を行なうためというよりもむしろ、即刻法の保護の外に置くことを宣言し、布告するために集会が召集されている。ハーラル美髪王は、ある時トレンデラークに来ると八つのフルキ、すなわち周辺のすべての地区の集会を召集する。その目的は、王の従士といさかいを起こした「ケティルの息子ビョルンをノルウェーにおいて法の保護の外に置くものとし、どこで見つかろうとも、殺すか捕えるかするものとする」ことであ⁽³⁶⁾った。

同じくハーラルという名であるが、こちらは「灰色マ

ント王」(在位九五九年頃―九七四年頃)とあだ名され、自分の兄弟であるシグルズとノルウェーを共同統治していた王の例である。ハーラル王は、シグルズ王が敵対していた四人兄弟(ソールズの息子たち)に殺されたことを聞くと、彼らを殺させるべく、人を差し向ける。これはどうやら成功しなかった模様で、次にハーラル王が行なったのは、「集会を召集し、彼ら兄弟たちをノルウェーの端から端までで法の保護の外に置くものとし、彼らの財産を自分のもの」とすることだった⁽³⁷⁾。

もう一つヤールや王が臨時に集会を召集する場合としては、王位継承者として自分もしくは他の誰かを承認してくれるよう求める場合がある。当時のノルウェーでは、嫡出、庶出を含めて王の息子すべてに王位請求権があったが、王位に就くには各地の集会で承認されることが必要だった。ラーデのヤールであるシグルズは、三つのフェルキの集会を召集する。集会が始まるや、立ち上がった演説したのは、かつてイングランド王アザルステインの宮廷で養育され、今やノルウェーに帰国してシグルズのもとに身を寄せる、ホーコンであった。「ここに来ている者すべてが、ハーラル美髪王が北はフィンマルクか

ら東はイェータ川「現スウェーデン」に至るまで、ノルウェー全体を自らの下に置いたことを知っている」、したがって、その息子である自分こそがノルウェー王たるべきである、というのがその主旨である。ホーコンが庶子であるのに対し、当時ノルウェー王であったエイリーク血斧王(在位九三一年頃―九三三年頃)のほうはハーラル美髪王の嫡子であるが、ホーコンはその暴政を非難する。そして多くの者たちがホーコンをハーラル美髪王の再来であると認め、この集会は彼を王に選んで終る⁽³⁸⁾。

集会が召集された場合に、それが定例であろうと臨時であろうと、本来集会に出席する義務を負う人々のうちのどれくらいの割合の人々が実際に出席したのかはよくわからない。法が欠席した者に罰金を科すことを規定している場合もあるが、それがすべての場合に実施されたとはとても思えない⁽³⁹⁾。一方、臨時の集会に出席するかどうかは、かなりの程度出席者の意志に委ねられていた、あるいは委ねざるをえなかったことをうかがわせる例がある。キリスト教の布教に努めたノルウェー王オーラヴ・トリュグヴァソン(在位九九五年―九九九年)は自らが召集した集会の冒頭で、「自分の友人であることを望み、信

仰を受け入れた人々」にその出席を感謝している。⁽⁴⁰⁾ 逆に言えば、王を支持することを望まず、キリスト教に改宗することを良しとしなかった人々は、呼ばれても来ていないことが想定されているのである。

王や王位請求者によって集会が召集され、その目的が予測される場合、その目的に不満を持つ者たちは出席しなかったであろう。ただし、それでそのまま無事に済むか否かは、王権の側に報復するだけの力があるかどうかしだいだった。対ハーラル美髪王連合軍への参加を拒んだクヴェルドゥールヴは、連合軍の王たちが敗死してしまったためにその件に関する報復を受けることはなかった。しかし、その後ハーラル美髪王からの臣従せよとの呼び出しを拒んで対立するに至り、ノルウェーにとどまることに身の危険を感じ、アイスランドへの移住を決心することになるのである。一〇世紀初頭に初めてノルウェーを統一した、と言われるハーラル美髪王であるが、その後のノルウェー王権の不安定さを見ても、彼が実際にどれほどの権力を持っていたかは多に疑問とされるところだ。ただ、一三世紀前半にハーラル美髪王についてのサガを含む『ヘイムスクリングラ』を書き記したス

ノッリが、ノルウェー王権を強力なものと見なしていたことは確かだろう。この時代、ノルウェー王はアイスランドを服属させるべく手を尽くしており、自らもアイスランドの有力な首長であるスノッリは、国内における自分の勢力伸張のために、その王に協力していたからである。

おわりに

自由国時代のアイスランドには、自発的に自らの目的のために臨時の集会を召集できる主体は存在しなかった。しいて言えば、もちろん主体としてではないが、臨時の集会を開かせるものは、何よりも漂着した鯨である、という身も蓋もない結論である。アイスランドの社会において、集会が重要な制度であり、訴訟の準備、事前の相談、援助の要請などのさまざまな活動がそれを中心に展開されていたことは確かであるが、その場合の集会はあくまでも定例のもので、必要に応じて集会を開きうるような権力は存在しなかった。その点がノルウェーとの決定的な相違である。

旧ソ連の研究者ステプリン・カメンスキイは、その著

書『サガのこころ』』の中で、アイスランド人のことを物語る「王のサガ」は「アイスランド人のサガ」とまったく異ならないことを指摘し、これらのジャンルの違いは、素材の扱い方——例えば、一方が「歴史」で他方が「小説」であるような——の違いによるものではなく、素材そのものの違いによるものに過ぎないことを主張した。私自身、彼の主張は基本的に正しいと考えているが、サガ研究者の間で批判されたように、彼の論証の不充分さは否めないとも思っている。今回、ノルウェーの王を描写する「アイスランド人のサガ」が「王のサガ」と異ならないことを確かめることができたのはこれを補うものだと思う。

ステプリン・カメンスキイは言う。「王のサガ」はアイスランドの出来事を語るサガとは対照的に、「ことは本来の意味における国家——つまり、国家権力がたったひとりの人物の手に集中していた国——での出来事を語っているのである」⁽⁴⁾。一二六二／六四年にアイスランドがノルウェー王に服属した後、ノルウェーから法がもたらされ、かつてゴジが主催した春の集会は廃止され、王の代官(sysselmenn)が主催する選挙人集会(mantals-

þing) に取って代わられた。代官はまた臨時の集會を召集できる権限も持っていた。こうしてアイスランドに自ら集會を召集しうる主体が生まれたが、それは王權と共にノルウェーからやって来たものだった。

(1) アイスランドへの定住と秩序の形成の歴史については、以下のものも参照。熊野聰『北の農民ウァイキング』(平凡社、一九八三年)(特に五章)、J・L・バイヨック『サガの社会史』柴田忠作・井上智之訳(東海大学出版会、一九九一年)(特に四章)。

(2) 「農民」と訳したボーンディ(bóndi, bóandi, buandi)は、動詞búaの現在分詞から派生した語で、基本的な意味は住人、定住者である。中世においては、農業従事者、土地所有者、自由人、農民の身分を持つ者、夫、家長を意味する。

(3) Grágás. 刊本は『Grágás: Isländernes Loubog i Fritslens Tid (以下Grと略記) I-III, Vilhjálmur Finsen, København, 1852-1883』一部の英訳と『Law of Early Iceland: Grágás I, transl. Andrew Dennis, Peter Foote, Richard Perkins, Winnipeg, 1980』。

(4) この時代のアイスランディについて、þingの名称を持つもののみを「集會」と見なすなら、基本的に前述した三つの法定のシングしか「集會」は存在しない。しかし、

þing という語の用法は、北欧諸国の間でも国と時代によって差があり、自由国時代（九三〇年から一二六二／六四年）のアイスランドでは、司法と立法の機能を持つ定例の集会にしか用いられないのに対し、同時代のノルウェーでは *vápnathing*（軍勢の召集）、*orvarping*（「矢」の集会）、戦いや殺害の際の臨時の集会）などの用法がある。後者は、その後アイスランドのノルウェーへの服属に伴い、アイスランドにも導入される。本論では、自由国時代のアイスランドを主な対象とするが、比較のためにノルウェーを扱うこともあり、「集会」を司法と立法に関わる狭義のものには限定しない。

(5) 従来のサガ研究の問題点、『グラールガース』およびさまざまなサガの史料としての問題点については、拙論「中世アイスランドの私有教会制度」『比較法史研究』二号（一九九三年）¹⁶、特に「二」章を参照。

(6) *Gr la*, p. 142. 「冬の最後の月」は三月一〇日から一六日の間の火曜日に始まる月。「春の集会」は、五月七日から二十七日の間に、四十七日の会期で開かれる。

(7) *unagi*: 自分自身を扶養することのできない、または完全な自己決定権を持たない人々について用いられる。法が *unagi* と認めているのは、「一六歳未満の未成年者」および財産を持たず、高齢、病氣、障害などの理由で働けない者である。

(8) *Gr lb*, pp. 172-173.

(9) *Gr lb*, p. 186.

(10) *Gr II*, p. 537. cf. *Gr la*, p. 186.

(11) *Gr lb*, p. 186.

(12) *Gr lb*, p. 173.

(13) *Gr II*, p. 252.

(14) *Gr la*, p. 186.

(15) 詳しくは、拙論「共同体による貧者の扶養?」『一橋論叢』一一六巻二号（一九九六年）参照。

(16) *Byskupa sögur I*, ed. Jon Helgason, København, 1978, pp. 348-349. 『司教ノルランの古く奇蹟録』のデンマーク語訳 *Den gamle Agnete Loth transl. Den gamle jærnlegensbog om biskop Thoralak*, Odense, 1984.

(17) 詳しくは、拙論「斧を手にして法廷へ: 戦いか訴訟か」『歴史学研究』七二七号（一九九八年）参照。

(18) *Hrafns saga Sveinbjarnarsonar*, ed. Guðrún P. Helgadóttir, Oxford, 1987, pp. 28-29. 邦訳は、大塚光子、西田郁子、阪西紀子訳「スヴェイン・ビョルンの息子フアラヴンのサガ（前・後編）」『相模英米文学』一一号（一九九三年）¹⁷、一二号（一九九四年）。

(19) Ófeigs páttur, kap. I, *Íslenska formni* (古ノイフノ略記) X, Reykjavík, p. 117.

(20) 『スータルレンガ・サガ』に見られる *hreppsfundr*, *hreppstefna* の例として次の二つがある。「秋、マタイの祝日〔九月二日〕にフヴァムでフレッパルの集会が開かれ、多くの人々がやって来た」(*Sturlunga saga I*, ed. Örnólfrur Thorsson, Reykjavík, 1988, p. 54. cf. *Sturlunga*

- saga (古く *Sturl.* と略記) I, eds. Jón Jóhannesson, Magnús Finnbogason, Kristján Eldjárn, Reykjavík, 1946, p. 66° 「彼らは秋の聖十字架称賛の祝日 [九月二四日] にスヴァルファザルタルのホールムスでノルマンルの集会を開いた」(*Sturl.* I, p. 211)° ヨンラート・ベウラーは「法書におおづとは異なり、サガにおおづとは hreppsfundr もしくは hrepsstefna が定例の集会について用いられる例として、これら二つをあげつつは (Konrad Maurer, *Vorlesungen über Altnordische Rechtsgeschichte* IV, Osnabrück, 1966 (Neudruck der Ausgabe 1907-38), p. 507)° 開かれてくる時期から「つぎ」これらは定例の秋の集会と思われる
- (21) Ófeigs þáttir, kap. I, *Íf* X, p. 117.
- (22) Laxdoela saga, kap. 2, *Íf* V, p. 5. 邦訳としては、谷口幸男「ラッタサー谷の人びとのサガ」『マイスラント・サガ』(新潮社、一九七八年)所収。
- (23) Kornáks saga, kap. 3, *Íf* VIII, pp. 206-207.
- (24) Grettis saga, kap. 9, *Íf* VII, p. 23. 邦訳としては、谷口幸男「グレイテイルのサガ」『マイスラント・サガ』所収。
- (25) Grettis saga, kap. 11, *Íf* VII, p. 26.
- (26) Grettis saga, kap. 12, *Íf* VII, p. 29.
- (27) Grettis saga, kap. 12, *Íf* VII, p. 32.
- (28) *Íf* VII, p. 32. この争いが原因で、全島集会で漂着物について次のような法制定がなされたことが示唆されている。「誰もが、自分の土地の前の漂着物——流木、アザラシ、鯨、魚——を所有する。ただし、そこが土地と別に売られ
- るか、与えられるか、支払われるかして、それが権利を持つ者に対してある場合を除く」(*Gf* Ib, p. 123)°
- (29) Grettis saga, kap. 11, *Íf* VII, p. 26.
- (30) Fóstbreðra saga, kap. 7, *Íf* VI, p. 148.
- (31) 中世のノルウェーは大きく四つの法領域に分かれていた。そのうちの二つについては、一三世紀前半、すなわち一二七〇年代にマグヌス改法王によってノルウェー全体に適用される法の改正が行なわれる以前に書き記されたある程度包括的な法書が現存しているが、他の二つについては教会法のみが残されている。前者のうちの二つがグラミング法でノルウェー西部において、もう一つがフロスタシング法でトレンデラークの八つのフェルキ(後には拡大)において効力を持った。
- (32) Sigurd Grieg, 'Budstikke', *Kulturhistoriske leksikon for nordiske middelalder*, København, 1956-78, II, col. 338-342.
- (33) 検索に用いたのは、CD-ROM版の *Íslendinga sögur: Orðstöðulykill og texti*, Reykjavík, 1996° テキストは、一九八七年に Svart á hvítu から出版された現代語綴りの普及版全三巻のものが採用されており、「アイスランド人のサガ」と呼ばれるジャンルの主要なサガすべて収められている。このCD-ROMには検索の一機能として、テキストの全文の中から、ある単語から8語以内に別のある単語が現われる箇所を抽出するものがある。これを利用して、「集会」を意味する単語 þing (およびその変化形)

と「召集する、呼び出す」を意味する単語 *stefna* (およびその変化形) が同じセンテンスに含まれるものを選び出し、検討を加えた。

- (34) *Egils saga*, kap. 3, *fj* II, p. 9. 邦訳としては、谷口幸男「エギルのサガ」『アイスランド サガ』所収。クヴェルド＝ウールヴは、このサガのタイトル・ロールの父方の祖父である。

- (35) *fj* II, p. 9. アウズビヨルン王が、対ハーラル連合軍に参加するエドソードは「ハーラル美髪王のサガ」にも見られるが、こちらにはクヴェルド＝ウールヴは登場しない (*fj* XXVI, p. 105)。

- (36) *Eyrbyggja saga*, kap. 2, *fj* IV, p. 5. 邦訳としては、谷口幸男「エイルの人びとのサガ」『アイスランド サガ』

所収。

- (37) *Þorðar saga hrepu*, kap. 1, *fj* XIV, p. 167

- (38) *Gísla saga Súrssonar* (*lengri gerð*), kap. 5, *fj* VI, pp. 17-19.

- (39) 前述の「グラシング法の「殺害の賠償金について」の章では、シングマンたちのうち四分の一が出席すれば、それ以外の者が来なくても判決を出せることを定めている (*Sigurd Grieg, op. cit.*, col. 389)。

- (40) *Laxdœla saga*, kap. 40, *fj* V, p. 120.

- (41) ステフリン＝カメンスキイ『サガのこころ』菅原邦城訳 (平凡社、一九九〇年)、五九頁。

(一橋大学助教授)